

不明確な手形署名の解釈に関する一考察

——イギリス為替手形法を中心として——

櫻 井 隆

1 はじめに

手形は一定の金額の支払を目的とする有価証券であって、その最大の特色は書面性にある。すなわち、手形の場合、その意思表示は手形という書面を通じてのみなされ、そこから絶対的要式証券性あるいは文言証券性などの特質が生じている。このように手形という有価証券はその意思表示を具体的には手形署名などによって現わし、そのため振出、裏書などの手形行為に共通するものが「署名」(signature)である。そのため手形行為に署名が必要とされるのは、第一に主観的理由であって、手形行為者自身に厳格な手形債務の負担を自覚させることであり、第二に客観的理由であって、筆跡または印影を通じて手形行為者の個性を表示せしめ、手形行為者がだれであるかを第三者に認識せしめるとともに偽造を防止することを目的としている。⁽¹⁾

ところで、手形行為は代理に親しむ行為として代理人によってこれをなすことができる。この場合、具体的には代理人たることを明示してなす、いわゆる「手形行為の代理」と代理人たることを明示しないが、実際には代理権が授与されている、「手形行為の代行」の場合とがある。しかしいずれにしても、手形は本人のみならず第三者によってこれを行うことも可能である。ところが、法人の場合、署名の顕出方法によっては、会社の手形行為ともあるいは代表者個人の手形行為とも解釈できる手形署名の場合がある。この点に関してかつて判例として問題となったのが合資会社安心荘事件である。この事件は「合資会社安心荘、斎藤シズエ」という署名が、はたして合資会社安心荘という会社を表示するものなのか、それとも斎藤シズエ個人を表示するものなのかについて争われた。すなわち、上記の場合もしも法人の署名であるならば「合資会社安心荘無限責任社員（あるいは代表社員）斎藤シズエ」と署名されなければならず、その場合には明らかに振出人は合資会社安心荘という法人となるが、他方合資会社安心荘は斎藤シズエ個人の肩書であり、あくまでも本件の場合、斎藤シズエ個人の手形行為であると解することも可能である。これに対して、本件最高裁判所判決は「手形の記載のみでは、その記載が法人のためにする旨の表示であるとも、また代表者個人のためにする表示であるとも解しうる場合の生ずることを免れないが、このような場合には、手形取引の安全を保護するためには、その振出が真実いすれの趣旨でなされたかを知っていた直接の相手方に対しては、その旨の人的抗弁を主張しうるものと解するのが相当である」と判示した。⁽²⁾すなわち、本件判決は最高裁判所としてはじめて「手形所持人有利解釈の原則」を示した重要な判決となっている。⁽³⁾

さて、このような手形署名が法人のためになされたものであるとも、また代表者個人のためになされたものであるとも解しうる場合の法律関係については、わが国のみならず他の国々においても当然に問題となるところである。現在、手形法の体系は1930年のスイスのジュネーヴにおける統一手形法の採択以来、同条約を批准した統一手形法系の国家と批准しなかった英米手形法系の国家とに二分されており、わが国をはじめ同条約を批准した国家は、それを基礎として国内法が制定されているのに対して、英米手形法系の国家は同条約を批准しなかったために、わが国をはじめとする統一手形法系の国家とは異なった独自の規定が種々設けられている。本稿のテーマである不明確な手形署名に関しても、イギリス為替手形法第26条第2項には「手形上の署名が本人の署名であるかまたはこれを記載した代理人の署名であるかを決定するにあたっては、その証券を有効ならしめるのに最も都合のよい解釈を採用することを要する」と規定している。これに対してわが国手形法にはそのような規定は存在しない。

そこで、本稿は同第26条第2項が適用された判例を分析し、そこからわが国の解釈論に対しての何等かの示唆になるものを探ることとする。

(注)

- (1) これがわが国の通説（田中誠二・手形・小切手法詳論上巻127頁、星川長七・手形法・小切手法44頁など）および判例（神戸地判昭和53・4・28判例タイムズ368号350頁、大阪地判昭和40・7・14判例時報442号53頁など）である。これに対して、主観的理由のみを重視する学説や（薬師寺志光=本間喜一「新手形法注釈」法学志林37巻3号392頁以下など）、客観的理由のみを重視する学説（青木徹二・改正手形法論320頁など）、あるいは主観的理由は喪失したが、かといって客観的理由にかたよった解釈はとるべきではないとする学説がある（高窪利一・手形・小切手法論39頁）。
- (2) 最判昭和47・2・10民集26巻1号17頁以下。
- (3) 鴻常夫「手形行為の解釈」企業法の研究（大隅健一郎先生古稀記念）669頁以下。

2 わが国における判例

まず、法人名はもちろん、その者の地位や職名などの肩書が記載された事案としては、第一に、大判昭和2年12月24日判決がある。⁽¹⁾ 本件手形の振出入欄には「宝巖寺住職野路井教海」と記載され、同「宝巖寺住職」とは肩書なのかそれとも同寺の代表者の表示なのかについて争われたが、同判決では手形外の証拠を参酌して本件手形を個人の振出であると判示された。しかし、手形外の証拠を参酌して判断することは手形の文言証券性より問題があるとの指摘がある。⁽²⁾

第二に、宇都宮地判昭和35年6月8日判決がある。⁽³⁾ 本件約束手形の振出入欄には「宇都宮市清住町2768、栃木県椎茸協会理事長小池富士男」というゴム印が押捺され、その名下に「栃木県椎茸協会理事長の印」が押捺されていた。判決では「代表者が個人の資格で振出したものと認むべき特別の事情が存し、且つこれを信頼して手形を取得した者があるときは、（中略）手形の記載文言に拘らず、真実の手形振出たる個人に対してその権利を行使することができる」として、前記昭和2年判決と同様手形外の証拠を参酌して本件手形を個人の振出であると判示

された。

つぎに、地位や職名などの肩書の記載がなく、法人名と記名下に職印がある事案としては、第一に、大判大正8年4月21日判決がある。⁽⁴⁾ 本件は約束手形に「日本給水株式会社大木仙太郎」の署名とともにその名下に「取締役ノ章」という印章が押捺されていた。判決では署名者の肩書ならびに印章などによって署名者が自己のためではなく、本人のために手形行為をなしたと認識しうべきときは代理関係の記載として適式であるとして法人の振出であると判示された。

第二に、大阪高判昭和45年4月22日判決がある。本件は振出人欄に「京都府宮津市住吉1757番地、近畿開発株式会社」と記載され、その下に「前尾庄一」なる記名があり、さらに上記両記名の右横に「近畿開発株式会社社長之印」という印章が押捺された約束手形について、判決では文字の大きさ、形態、位置関係から会社の記名と解せられ、さらに印影も会社代表者用印鑑たることの文字が顕出されたことを斟酌して法人の振出であると判示された。

つぎに、地位や職名はもちろん職印もなく、ただ法人名の記載のみがある事案としては、第一に、大判大正15年12月15日判決がある。⁽⁵⁾ 本件は手形行為者の表示として「三共合名会社杉村米一」と記載された為替手形について、判決では代理人として手形に署名する場合には代理関係を表示する一定の文字を記載すべき格別の方式ではなく、また会社を代表する旨を表示する印章の押捺を必要とするものではないとして本件手形は法人の振出であると解した。

第二は、大判昭和5年2月15日判決がある。本件は振出人欄に「大同信託株式会社三田支店岡田正義」と記載された約束手形について、判決では法人振出とも個人振出とも解釈できる場合には他の証拠を参照して解せざるをえないとされ、本件手形の場合は、「大同信託株式会社三田支店」の記載は岡田正義の居所を表示するものであり、したがって本件手形は個人の振出であると判示された。

第三は、仙台高判昭和28年2月23日判決がある。本件は振出人の表示として「宮城県宮城郡松島町松島字町内91」と記載され、つぎに行を改め「瑞巖寺」と、さらに行を改め「佐々木承周」と記載され、その名下に「承周」との印鑑が押捺されている小切手について、判決では記載の態様、各文字の配列状態から代理して振り出したものと認められなくはないとして、本件小切手は法人の振出であると解された。

第四は、東京高判昭和46年5月19日判決がある。本件は振出人欄に「東京都中央区日本橋兜町1丁目8番地株式会社二宮商店田中繁蔵」とゴム印が押捺され、「田中繁蔵」の名下に「田中」との印鑑が押捺されている約束手形について、判決では「代表者代表取締役」との代表資格の表示がない以上、「株式会社二宮商店」という記載は単なる田中繁蔵個人の住所の表示にすぎないとして、本件手形は個人の振出であると判示された。

第五には、東京高判昭和33年10月15日判決がある。本件は振出人欄の表示として「静岡市石田町63番地伊藤牛乳協同組合伊藤鉱平」とし、その名下に同個人名の印章が押捺されていた約束手形について、判決では代表振出か個人振出か不明確な表示による手形振出の場合には所持人の選択によって決定されると判示された。

第六には、東京地判昭和40年12月22日判決がある。本件は、振出人の表示として「ランドコントラクション、アイ、エヌ、シー」と記載され、その下の行に「アルロス、アール、セジュリー」という署名がなされている約束手形について、判決では前述した第五の場合と同様に所持人の選択にしたがって決せられると判示された。⁽¹¹⁾

第七には、最判昭和47年2月10日判決がある。これが前述した最高裁として初めて「手形所持人有利解釈の原則」を採用したリーディング・ケースとして注目されている。本件は、振出人の表示として「熊本市草葉町4-7、合資会社安心荘、斎藤シズエ」とゴム印で押捺され、その名下に「斎藤」との個人印が押捺されていた約束手形について、判決では手形の文言証券たる性質上、手形外の証拠によって決することは許されず、しかも手形取引の安全の保護の観点より、手形所持人は法人および代表者個人のいずれに対しても手形金の支払を請求することができると判示された。

第八には、京都地判昭和47年10月9日判決がある。本件は、受取人として「いちふじ」、その第一裏書人として「いちふじ平井普」と記載された約束手形について、判決は前記最高裁判決と同様に手形所持人は「いちふじ」の組合員に対して手形金の請求をすると判示された。⁽¹²⁾

第九には、福岡高判昭和48年6月29日判決がある。本件は、為替手形の引受人欄の表示として「八代養鶏組合桑原駿」と記載され、その名下に「桑原」との印章が押捺されていた為替手形について、判決では前記最高裁判決と同様の理由から社団および代表者個人のいずれに対しても手形金の請求をすると判示された。⁽¹³⁾

(注)

- (1) 新聞2816号16頁。
- (2) 高窪・現代手形・小切手法（改訂版）70頁。
- (3) 下民集11巻6号1251頁以下。
- (4) 民録25輯642頁以下。
- (5) 判例タイムズ252号273頁。
- (6) 裁判例2輯民法41頁。
- (7) 新聞3110号13頁以下。
- (8) 下民集4巻2号301頁以下。
- (9) 判例時報638号92頁以下。
- (10) 下民集9巻10号2108頁以下。
- (11) 判例タイムズ187号180頁以下。
- (12) 民集26巻1号17頁以下。
- (13) 判例タイムズ286号292頁以下。
- (14) 判例時報718号102頁以下。

3 わが国における学説

前述したように会社その他の法人が手形行為を行う場合、それは代表者を通じて実現される

が、その場合の方式について通説および判例は、第一に法人の表示、第二に代表関係の表示、第三に代表者の署名の三つの要素が必要であると解しており、この三つの要素が具備されている場合には、当然それは代表者個人の手形行為ではなく、法人の手形行為として評価されることについては学説上争いがない。ところが、これら三つの要素のいずれかを欠いた場合、すなわち手形上の記載からは法人とも個人ともいずれのために手形行為がなされたか確定しえない場合がある。たとえば、「甲株式会社乙」と記載されている場合、甲株式会社という法人名の記載が代表関係のための表示とも解釈できるが、反面単なる署名者乙の肩書としての勤務先ないし居所の表示とも解釈することができ、この点に関しては従来より学説上争いがあった。

まず第一説は、重疊的記載説で法人か個人か不明確な署名がある場合には、法人・個人の二つの署名が法律的に併存しており、手形の所持人は法人または個人に同時または順次にその責任を追及することができ、両者の責任の関係は合同責任であるとする。その理由として第一に、手形所持人の有利解釈によると所持人が一旦法人または個人のどちらか一方を選択し、その選択された法人または個人が無資力であったり、無権限であったりした場合に、その後に改めて他方に請求することは認められることとなり、結局手形金の回収ができるかどうかの危険を手形所持人に負担させる結果となる。⁽⁵⁾

第二に、重疊的記載と考えた場合、もし請求された法人が代表権を与えていなければ無権代理の抗弁を対抗することができ、また個人の方も代表関係を知っている手形所持人に対してはその旨を人的抗弁として対抗することができる。さらに法律的に2個の署名があると考える以上「署名なれば責任なしの原則」にも反しないとする。⁽⁶⁾

しかし、本来手形行為を行う当事者間にとて手形行為者がだれであるかはすでに確定しており、当初から手形行為者を法人および個人の両者であるとするのは、現実の手形取引の実態からするならば、手形当事者の意思からかけ離れた理論構成であり、また手形所持人を保護しすぎる擬制的な見解であると思われる。⁽⁷⁾

つぎに第二説は、選択的記載説で法人か個人か不明確な署名がある場合には、所持人は署名者が代理権を有することを証明すれば法人に対して手形上の請求をすることができる。またそれとともに署名者個人に対して手形上の責任を問うこともでき、所持人はそのいずれに対しても主張することができるとする。その理由として第一に、手形債務者の主観的意図がどのようにあれ、客観的には多義的な意味をもつ記載のある手形に署名した以上、手形債務者にとって意外な結果になったとしてもこれはやむをえないとする。⁽⁸⁾

第二に、手形取引の安全と当事者間の公平とを調和させるためにも、このように解することが妥当であるとする。⁽¹⁰⁾

しかし、振出人の複数記載について、通説および判例では「甲および乙」というような重疊的記載は認めるが、「甲または乙」というような選択的記載や「甲、乙の順に」という順次的記載はこれを否定している。その理由とするところは、後者の記載はいずれも甲か乙というような手形関係の内容が不確定になってしまうからであるとする。そこでもしこれを本稿の場合に

当てはめて考えるならば、このような手形債務者が法人なのか個人なのか曖昧な手形は、厳格に解すれば手形の要式性あるいは形式性から本来無効となってしかるべき手形である。しかしながら、現実の手形取引においてこのような曖昧な手形であっても一旦有効な手形として流通した以上、できるだけ有効なものとして取り扱い、無効とする結論は回避されてきた。したがって、この点からするならば、すでに手形所持人としてはこのような手形を有効と解されることで十分保護されているのであり、これ以上に手形所持人に選択権を与えるというのはあまりにも手形所持人を保護し過ぎるのではないかとの批判がなされている。⁽¹³⁾

つぎに、この学説では手形所持人がどちらか一方を選択した場合に初めて手形行為者が確定されることとなるが、そうすると手形行為はどの時点で成立するのかという疑問が生ずる。すなわち、行為の時点とするならばその時点で法人・個人のどちらにも手形行為が成立することとなるが、これはあまりにも便宜的な解釈であり、またもしも選択の時点とするならばどちらを選択するかによって手形関係が生じたり、生じなかつたりすることとなり、理論的説明が困難となる。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾さらに、裁判所として決定する場合、手形上の記載から明らかでないために裁判となった手形について決定するならば、結局は手形外の事情によってどちらが振出人かを決定することとなり、これは所持人の選択ではなく、裁判所の選択ということになるとの批判がある。⁽¹⁶⁾

第三説は、法人名推定説で法人か個人か不明確な署名がある場合には、一般論としては会社名が肩書にあるならばそれだけで代理関係の表示として理解し、そうでないとする当事者の主張は実質関係上の抗弁の問題とするものである。⁽¹⁷⁾その理由として第一に、銀行口座との関連では、代表の場合に代表取締役ないし取締役社長という肩書の記載が一般化しており、「甲会社のために乙」というような代理関係を明示した手形は代理権の存在に疑問をもたれ、むしろ流通しないのが実情であるとする。

第二に、法人署名の場合、会社名だけの肩書の方が代表関係の表示として自然であり、一般的であるとし、職名の記載にとらわれるのは適当ではないとする。⁽¹⁹⁾

しかしながら、会社名が肩書にあればそれだけでただちに法人署名として解することができるかどうかは、一般論として疑問である。⁽²⁰⁾

最後に第四説は、個人名推定説でどちらとも解しうると判断できるとするならば、それは法人のためにする署名と判断できることにほかならないとした上で、法人名と個人名の署名（記名と個人印）だけの場合にも法人のためにする旨の記載があるものと解することはできないとする。⁽²¹⁾その理由として第一に、法人名を肩書記載しただけの手形上の事実から、ただちに法人とどのような関連をもつかという代表関係の表示をしたことまで認められることは妥当ではないとする。⁽²²⁾

第二に、法人の側からこのような手形について法人の名称は単に署名者の所属関係を表示したものにすぎないとして支払を拒むことができるとする。⁽²³⁾

しかし、法人名を肩書記載した場合にそれを代表関係の表示とみることができるかが問題で

あって、その場合に消極的に解するとする手形取引の実態や慣習的裏付けはないのではないかと考える。⁽²⁴⁾

(注)

- (1) 大隅健一郎「法人の手形行為」手形法・小切手法講座1巻210頁、酒巻俊雄「法人の手形行為」法学演習講座⑦手形法・小切手法〔改訂版〕51頁など。
- (2) 大判明治38・2・7民録11輯137頁、最判昭和41・9・13民集20巻7号1359頁など。
- (3) 少数説として、代表者が直接法人の記名捺印をすることも許されるとするものや（竹田省・手形法小切手法17頁など）、さらには代表者が直接法人名を手書きすることも認められるとするものもある（今井潔「手形署名の意義」判例と学説〔商法II〕181頁など）。
- (4) 河野信夫「判例評釈」判例評論165号142頁など。
- (5) 庄子良男ほか・シンポジューム手形・小切手法35頁。
- (6) 庄子・前掲35頁。
- (7) 木内宜彦ほか・前掲シンポジューム手形・小切手法34頁。
- (8) これが通説であり（田中・前掲詳論上巻149頁、本間輝雄「法人とも個人とも不分明な表示と責任の帰属」最新手形判例コメント67頁、石井良三「手形における外観性と実体性」判例評論50号（判例時報306号）7頁、境一郎「手形の振出が法人のためにされたものであるとも代表者個人のためにされたものであるとも解し得る場合における法律関係」民商法雑誌67巻3号408頁以下、小室金之助「法人の代表者が手形に振出人として署名した場合における法律関係」有価証券法の特殊研究201頁など）、判例である（前掲最判昭和47・2・10民集26巻1号17頁など）。
- (9) 鈴木竹雄「手形行為の解釈」商法研究I 304頁。
- (10) 鈴木・前掲313頁。
- (11) 田中耕太郎・手形法小切手法概論274頁、大森忠夫・手形法小切手法86頁など。
- (12) 大判明治34・1・17民録7輯1巻15頁、大判明治37・12・6民録10輯1557頁。
- (13) この点について木内教授は「このようなあいまいな表示の手形が大手を振って流通することの必ずしも好ましくないことを考え合せれば、取得者保護は、どちらか一方を画一的に訴求できることで十分ではないだろうか」とされる。同「法人名に並べて代表者の個人名が表示され、個人の印章が押捺されているだけの手形の振出人」法学新報79巻4号85頁以下。
- (14) 田辺光政・前掲シンポジューム手形・小切手法34頁。
- (15) 鴻教授は「手形上の記載が多義的であって、記載自体からはその意味を一つに限定することがどうしてもできない場合には、所持人はそのうちのどれかを選んで債務者の責任を問うことができるという考え方を（中略）手形所持人有利解釈と名づけてみた」とした上で、「手形所持人有利解釈ということを濫りに原則化することの危険をも忘れてはならない」と主張されている。同・前掲669頁以下。
- (16) 倉田卓次・金融判例の研究4頁。
- (17) 服部栄三「手形行為の代理」手形法・小切手法講座1巻160頁、服部育生「法人署名か個人署名か不明な署名」法学ガイド14商法III（手形小切手）81頁など。
- (18) 佐藤庸「手形所持人に有利な解釈」手形小切手判例百選（新版・増補）255頁。
- (19) 佐藤・前掲255頁。
- (20) 櫻井隆「手形債務者の決定と手形署名」現代企業法の諸相（中村眞澄教授・金澤理教授還暦記念論文集第一巻）300頁。
- (21) 木内・前掲論文85頁以下。なお、その後木内教授は「手形の記載からではいざれにも解しうる場合にぶつかるであろうが、そのような場合には、本人のためにする旨の表示があると扱っていくべき

であろう」とされる。同・手形法小切手法（企業法学III）70頁参照。

- (22) 木内・前掲論文90頁。
- (23) 木内・前掲論文91頁。
- (24) 櫻井・前掲論文300頁。

4 イギリス為替手形法における不明確な署名

手形の場合、本人の署名が手形上に顕出されていなければ本人は手形上の責任を負うことはない。しかし、その場合必ずしも本人自らが署名する必要はなく、その者から授権された者によって手形の署名がなされることも可能である。⁽¹⁾

さて、代理人もしくは代表資格において署名した者の責任に関してイギリス為替手形法はつぎのように規定している。すなわち、同法第26条第1項は「振出人、裏書人または引受人として手形上に署名する者が、その署名に本人のためにまたは代表資格において署名するものであることを示すべき文言を附加したときは、この者は自ら手形上の義務を負うことはない。ただし、その署名に単に代理人たることまたは代表資格を有する者であることを示す文言を附加しただけでは、これによってその手形上の義務を免れることはできない」と規定している。本条は我が国手形法第8条にはほぼ相当する規定内容となっている。これに対して、同条第2項は「手形上の署名が本人の署名であるかまたはこれを記載した代理人の署名であるかを決定するにあたっては、その証券を有効ならしめるのに最も都合のよい解釈(the construction most favourable)を採用することを要する」と規定しており、本条に該当する規定はわが国には存在しない。

そこで、判例上イギリスにおいて同条がどのように解釈されているかを検討するとともに、わが国における法人・個人の不明確な署名の場合の解釈に関する学説・判例上の争いに対して何らかの示唆を与えるのではないかと思われ、この点を中心に論じていくこととする。

(1) 同条項の概要

代理人あるいは代表資格において行為した者が、振出人、裏書人あるいは引受人として署名する場合には、その者は単なる代理人としてあるいは代表資格において行為をしたことを明確に示さなければならない。⁽²⁾したがって、代理人あるいは代表資格において行為した者は単に代理人あるいは代表資格を有することを示す文言を附加しただけでは個人責任を免れるものではない。すなわち、代理人あるいは代表資格を有する者は、この点に関する記載をするだけではなく、「代理人としてYはXために」(for and behalf of X as agent-Y) というようにその資格において行為することも記載しなければならない。⁽³⁾そしてこの場合署名に附加された文言が代理人としてあるいは代表資格においてなされたものとされるかどうかは事実の問題である。⁽⁴⁾

ところで、本条はコモン・ロー上の原則を修正・緩和したものであり、その原則とは、署名に附加された代理人あるいは支配人などの文言は単に「人を特定する文言」(designatio personae) として考えられており、本人が責任を負わないために手形に特別、かつ厳格に適用さ

⁽⁵⁾ れた。手形に自らの署名を顕出した者はそれによって自身の個人責任が作出される。すなわち「署名なれば責任なしの原則」である。ただし、手形面上それが他の者のためにまたは他の者の代理人として行為したことが示されている場合はこの限りではない。この点に関して *Leadbitter v. Farrow* 事件では、もし他の者に署名させたことが手形面上に明確に示されていなければ代理人には責任があるとされた。けだし、代理権の授与が明確に示されていなければ、それに署名した者は代理人ではなく、あくまで代書人 (scribe) ⁽⁶⁾ にすぎないからである。

同様に、たとえば会社の取締役あるいは教区委員 (churchwarden) などの資格を有する者であったとしてもその者が単に個人の資格において署名した場合には個人の責任がある。けだし、もしこの者が代表資格において署名した場合にはその点について手形上明確に示さなければならぬからである。したがって、署名の後に単に「代理人」あるいは「取締役」なる文言を記載しただけでは署名者の個人責任が否定されることはない。しかし、反対に手形上明確に「取締役として」あるいは「代理人として」というような文言が示されている場合にはその者の個人責任は免除されることとなる。この場合実際にどのような文言によって個人責任が免れるのか否かは非常に困難な問題といわねばならない。この場合の解釈原理として適用される法格言は「無効となるより有効とした方がよい」 (ut res magis valeat) ⁽⁸⁾ というものであって、この原理より第26条第2項は成り立っているといえる。なお、代表資格をもって手形を裏書すべき義務を負う者が、自己の手形上の義務を否認する文言を用いてその裏書をすることができる (同31・5項)。⁽¹²⁾

本条適用にあたって特に困難な問題を生ずるのは遺言執行者 (executor) または遺産管理人 (administrator) の場合である。たとえば、遺言執行者が遺言者によって開始された取引を単に清算する場合には遺言執行者自身が個人責任を負うことはないが、遺言執行者が経営をし、かつ新たな取引に従事した場合にはその者が遺言執行者であるという事実だけで責任がないとはいえない。⁽¹³⁾

このように代理人と同様に遺言執行者や遺産管理人は流通証券を作成したり、振り出したり、あるいは裏書したり、引き受けたりした場合には個人責任が生ずる。⁽¹⁴⁾

また、船舶の船長に関しては、船舶に配給された必需品の対価として船主宛てに振り出された手形の船長は、たとえ手形上「私が私の船主に対して責任をもって貨物運送する石炭を有償にて受け取り——」ということが明示されていたとしても、その者は手形上の個人責任を負担する。⁽¹⁵⁾

ところで、通常は署名の後に「取締役」という文言が付加され、さらに会社名に極めて近い部分に署名者が署名しているならば代理人として行為していることを示すのに十分である。しかしながら、後述する *Bondina Ltd. v. Rollway* 事件では、会社名と口座番号および会社の取締役による署名が一緒になされた小切手を振り出した場合に、会社の口座宛てに振り出され、かつその者が代表資格において署名したことが示されていないため、本件小切手は会社振出の小切手とみなされ、取締役の個人責任は否定されている。⁽¹⁷⁾

さて、もし代理人が手形に署名したが、それが代理人として署名したのか、それとも本人が署名したのか不明確な場合、あるいは会社の振出なのか、それとも会社名などは肩書き記載で、あくまで個人振出とみるのか手形上明確ではない場合には、前述したように「証券を有効ならしめるに最も都合のよい解釈を採用する」と規定されている。この規定の目的は、手形全体からみて手形を有効とすることにあるとされている。⁽¹⁸⁾ たとえば、為替手形の場合、参加引受を除き、支払人のみが当該手形を引き受けることができるが、もし手形が本人宛てに振り出され、かつ引受がそこで明示された代理人によって署名がなされた場合、その署名は本人の署名として取り扱われる。けだし、その引受を有効とするにはそのように解釈することが唯一の方法であるからである。⁽¹⁹⁾ しかしながら、Elliott v. Bax-Ironside 事件では、会社の取締役が会社宛てに振り出された手形に引受をし、かつまた当該手形を裏書譲渡した。裁判所は、取締役らはすでに引受人として手形上の第一次的責任を負っているとともに、裏書人としての付加的責任を負うと判示された。けだし、取締役の署名が会社のために裏書されていることが述べられていないとともに、署名の下の取締役なる文言は単なる描写説明 (description) にすぎず、それによって個人責任を免れるものではないからである。⁽²⁰⁾

(2) 同条適用事例

署名者が手形の裏面に商号あるいは会社の名を書いてその下にその者の署名がある場合、これをどのように解釈するかについては幾つかの考え方がある。すなわち、この場合の署名者の解釈については商事組合あるいは会社および署名した個人の両者であると解することができ、あるいはこれは単に代理署名、個人署名であるとし、署名者は会社であると解したり、個人と解する解釈も可能となる。⁽²¹⁾ このように署名そのものが不明確なためにいろいろな解釈が可能となる場合について裁判所はどのように判断を下しているのか、以下本条適用事例を述べることにする。

① Thomas v. Bishop (1734) 2 Stra. 955.

「ロンドンのウィンチェスター街、ヨーク・ビルディング会社社屋内出納係 H. ビショップ」と記載された、手形金額200ポンドの手形が被告宛てに振り出された。そして、会社の口座に200ポンド入金するようにその者に指示した。手形振出人からの通知書は当該会社に送付され、その指示により報告はそれを引き受け、「1732年6月13日引受、H. ビショップ」と記載された。判決ではこのような記載は単なる氏名への付加的記載であり、かつ償還方法を指示したものとして同人に対する責任を認め、手形金額の支払を命じた。本件判決はたとえ代理人として署名したことを示したとしても個人責任が認められる場合があることを明らかにしている。⁽²²⁾

② Leadbitter v. Farrow (1816) 5 M. & S. 345.

D銀行の代理人である被告は自身の名において原告に支払うべき50ポンドの手形を振り出した。そして原告は被告がただ単なる代理人であることを知っていた。判決では本件の場合被告には手形の振出人としての責任があり、D銀行には責任はないと判示された。⁽²³⁾

③ Childs v. Monins (1821) 2 Brod. & B. 460; 129 E. R. 1044.

指図人払式の手形の所持人 D が死亡した。遺言執行者である X は当該 D 所持の手形を裏書譲渡したが、その際の署名は「J. X., D の遺言執行者」と記載された。判決では X は当該裏書に対して個人責任を負うと判示された。けだし、当該裏書には「私に対する個人的な償還請求なしに」との文言が欠けていたからである。なお、現在では同法第26条第2項によって本件の(24)場合とは反対の原則が確立されている。

④ Rew v. Pettet (1834) 1 A. & E. 196; 110 E. R. 1181.

ある教区委員に対して金銭の貸与がなされ、その際同教区委員はその貸与金額相当の手形を作成した。当該手形には、「J. B. and H. S., 教区委員」と署名がなされ、判決では本件事件の(25)場合、教区委員は振出人としての個人責任を負うと判示された。

⑤ Nicholls v. Diamond (1853) 9 Exch. 154.

被告は2通の為替手形を個人資格において「西ダウンズ鉱業会社事務長 J. D」宛てに振り出した。そして原告 D は「J. D は西ダウンズ鉱業会社のために引受をなした」と記載し引受がなされた。判決では当該会社には法人格 (a corporate body) はなく、かつ D は当該会社の構成員である。しかしながら D には当該会社のために引受をなす権限は有しておらず、したがって、同人には引受人としての個人責任があると判示された。(26)

⑥ Mare v. Charles (1856) 5 E. & B. 978.

一通の手形が代理人に宛てられ、その者は「ユニオン銀行などに支払うべく会社のために引受、W. C 事務長」と本人のために代表資格において引き受けた旨を示していた。判決ではこのような場合であったとしても、その者には個人責任があると判示された。(27)

⑦ Liverpool Borough Bank v. Malker (1859) 4 De G. & J. 24; 45 E. R. 10.

B は会社経営を遺言執行者 (executor) に命じ、遺言執行者は会社経営の過程で手形を引き受けた。その際手形には「J. S., B の遺言執行者」と署名がなされた。判決では本件の場合遺言執行者は引受人としての個人責任を負うと判示された。(28)

⑧ Courtauld v. Sanders (1867) 16 L. T. (N. S.) 562.

X 会社に対して金銭の貸与がなされ、その際 X 会社はその貸与金額相当の手形を作成した。当該手形には「私たちは——支払うことを約束します」(署名)

「J. B.,
J. S.,」
有限会社取締役
J. T., 支配人

と署名がなされた。判決では本件手形に署名した者は振出人としての個人責任を負うと判示された。(29)

⑨ Alexander v. Sizer (1869) L. R. 4 Ex. 102.

X 鉄道会社に対して金銭の貸与がなされ、その際 X 鉄道会社はその貸与金額相当の手形を作成した。当該手形には「私たちは——支払うことを約束します」(署名)。「X 鉄道会社のために、J. B., 秘書」と署名がなされた。判決では本件手形に関して J. B には個人責任はないと判

示された。⁽³⁰⁾

⑩ Dutton v. Marsh (1871) L. R. 6 Q. B. 361.

本件約束手形には「X 有限会社の取締役である私たちは——」と記載の上, 「J. B., J. S.」と取締役によって署名されていた。さらに手形の端に「会社の印章」(the seal of the company)があり, かつそれを示す証拠となる立会人の署名もなされていた。判決では当該手形に対して, J. B と J. S には個人責任があると判示された。⁽³¹⁾

⑪ Bartlett v. Hawley (1876) 120 Mass. 92.

当該手形には記名式にて代理人 C に裏書され, C もそれに対して「代理人 C」と署名して裏書譲渡した。⁽³²⁾ 判決では C は裏書人としての個人責任を負うと判示された。

⑫ M'Meekin v. Easton (1889) 16 Rettie 363.

本件手形には「私たちは, 改革長老教会の名において, かつ改革長老教会のためにストランレイラーは——支払うことを約束いたします」と記載され, 3 名の者によって署名がなされた。判決では当該 3 名の署名者は手形上の個人責任を負うと判示された。なお, 本件は法人格なき社団 (unincorporated associations) に関する事件である。⁽³³⁾

⑬ Chapman v. Smethurst [1909] 1 K. B. 927 (C. A.).

有限会社に対して300ポンドの手形貸付がなされ, 当該手形には「J. S. 専務取締役」と署名がなされるとともに, その署名の上には「J. S. ランドリーアーク」という会社名のスタンプが押捺されていた。判決では本件手形は会社振出の手形であり, したがって J. S. に関しては個人責任がないと判示された。⁽³⁴⁾

⑭ Landes v. Marcus and Davids (1909) 25 T. L. R. 478.

本件は「B. Marcus および株式会社」の文言の上をクロスしてスタンプが押捺された小切手にその下部に「取締役, B. Marcus, 取締役, S. H. Davids——秘書」と署名され, 秘書の署名の余白はそのままであった。これらはいずれも 2 名の取締役が会社のために小切手に署名する権限を有していたことを示すとともに原告によって当該会社に供給された商品の代金支払のために小切手が振り出されたことを示している。商的見地からは当該小切手が会社振出の小切手であることは疑う余地のないところであり, さらに判決では 2 名の取締役に対しても手形上の個人責任を肯定している。その理由としては, 当該取締役は代理権限に基づいて署名したことを示す文言を付加したと述べているが, 会社のためにそのようにしたとは述べていないからである。そしてこの場合代理権限に基づいて署名したことを示す文言を付加したことによって, 同人に対する個人責任を否定するにはなお不十分であるとする。⁽³⁵⁾

⑮ Elliott v. Bax-Ironside [1925] 2 K. B. 301 (C. A.).

本件手形は会社宛てに振り出され, 2 名の取締役によって引き受けられた。振出人は会社によって引き受けられるとともに取締役によって裏書がなされるよう要求した。そこで同 2 名の取締役によって手形の裏書がなされたが, その際「B 株式会社, 取締役 J. S. と E. D.」と署名がなされた。⁽³⁶⁾ 判決では本件手形に署名した 2 名の取締役には個人責任があると判示された。

⑯ Britannia Electric Lamp Works v. Mandler & Co. [1939] 2 K. B. 129 ; 2 All E. R. 469.

本件は指図人払式の為替手形であり、同手形には「D. M. & Co.」というゴムスタンプの下に「D. M.」と「専務取締役」との署名がなされていた。さらに「D. M. s」との署名が当該指図人の後になされていた。判決では本件手形の場合「D. M. & Co.」によってなされた裏書と構成することはできないと判示された。けだし、第26条第2項は本件のような場合には適用されないからであるとする。⁽³⁷⁾

⑰ Rolfe Lubbell & Co. v. Keith and Greenwood [1979] 2 Lloyd's Rep. 75.

本件は、2通の為替手形が会社宛てに振り出され、かつKeithは当該会社の専務取締役であった。Keithは手形を個人的に裏書したが、手形の裏書人欄には「会社によって、かつ会社のために」(by and on behalf of the company)、そして「取締役」との文言がKeithの名前の後に付加されていた。その後当該手形は不渡りとなつたため訴えが提起され、控訴院はKeithには個人責任があると判示した。その理由としては、証拠によると当該手形が会社のために署名されたのかそれともKeithが個人として署名されたのか不明確な場合であり、その点手形の形式をみると引受と裏書は同じ形式でなされており、もしKeithの裏書が会社の裏書であると構成するならば、引受人である会社から裏書人である会社への裏書譲渡であるとなるが、これでは無意味なこととなってしまう。したがって、同第26条第2項によって裁判所は当該手形を有効ならしめるとともに都合のよい解釈を採用することを要求するものであるとして、Keithは個人の資格において裏書譲渡したと判示された。⁽³⁸⁾

⑯ Bondina Ltd. v. Rollway Shower Blinds [1986] 1 All E. R. 564.

本件は、Rollway社の取締役であるJoe Soap氏が会社名と取締役個人の署名がなされた小切手を振り出したが、受取人Bondinaは振出人Rollway社が清算に入ったために、為替手形法第26条第2項に基づいて取締役個人に対して小切手の責任を求める訴えを提起した。判決では、会社振出の小切手の場合には、「Boxo会社のために取締役Joe Soap」と署名することなく、單に会社名が記載されていれば会社振出の小切手であるとして、取締役自身には小切手上の個人責任はないと判示された。⁽³⁹⁾

(注)

- (1) Reynolds and Davenport, Bowstead on Agency, 14th ed., 1976, p.266.
- (2) Ryder and Bueno, Byles on Bills of Exchange, 26th ed., 1988, p.66.
- (3) Dobson, Charlesworth's Business Law, 17th ed., 1997, p.517.
- (4) Hamblin and Wright, Introduction to Commercial Law, 3rd ed., 1988, p.399 ; Kobrin and Stott, Negotiable Instruments, 1st ed., 1980, p.30 ; Reeday, The Law Relating to Banking, 6th ed., 1985, p.352.
- (5) Chalmers, Bills of Exchange, 13th ed., by David A. L. Smout, 1964, p.82.
- (6) (1816) 5 M. & S. 345 at p.349 ; 105 E. R. 1077 ; Sowerby v. Butcher (1834) 2 Cr. & M. 368 ; Bodd v. Mortimer (1899) 30 O. R. 290 ; Kannemeyer v. Lubbe [1921] C. P. D. 647.
- (7) Eaton v. Bell (1821) 5 B. & Ald. 34.

- (8) Bradgate and Savage, Commercial Law, 1st ed., 1991, p.106.
- (9) Hutchenson v. Eaton (1884) 13 Q. B. D. 861.
- (10) Chapman v. Smethurst [1909] 1 K. B. 927.
- (11) Chalmers, op. cit., p.82.
- (12) Starkey v. Bank of England [1903] A. C. 114 (H. L.).
- (13) Chalmers, op. cit., p.83.
- (14) Ryder and Bueno, op. cit., p.82.
- (15) The Elmville [1904] p.319.
- (16) Arora, Bills of Exchange Act 1882, 1987, p.22.
- (17) [1986] 1 W. L. R. 517.
- (18) Maxform S. p. A. v. Mariani and Goodville Ltd. [1981] 2 Lloyd's Rep. 54.
- (19) Arora, op. cit., p.23.
- (20) [1925] 2 K. B. 301. なお, Kettle v. Dunster and Wakefield (1927) 43 T. L. R. 770参照。
- (21) Goode, Commercial Law, 1st ed., 1982, p.472.
- (22) Chalmers and Guest, Bills of Exchange, Cheques and Promissory Notes, 15th ed., by Guest, 1998, p.214.
- (23) Goupy v. Harden (1816) 7 Taunt. 159.
- (24) Chalmers, op. cit., p.83.
- (25) 前掲 Eaton v. Bell (1821) 5 B. & Ald. 34.
- (26) Chalmers and Guest, op. cit., p.89.
- (27) Falconbridge, 7th ed., 1969, p.590参照。
- (28) Chalmers and Guest, op. cit., p.218.
- (29) これは単なる代理法の一般原則の例証である。Lowe, Commercial Law, 6th ed., 1983, p.266.
- (30) Gray v. Raper (1866) L. R. 1 C. p.694.
- (31) Landes v. Bradwell (1909) 25 T. L. R. 478 ; Brebner v. Henderson (1925) S. C. 643.
- (32) Chalmers, op. cit., p.84.
- (33) Chalmers and Guest, op. cit., p.141.
- (34) Reeday, op. cit., p.352. なお, 手形が資格のない個人の署名の真下に会社名が押捺されている場合に関しては, Alliston Creamery v. Grosdanoff and Trag (1962) 34 D. L. R. (2d) 189 と H. B. Etlin Co.Ltd. v. Asselstyne (1962) 34 D. L. R. (2d) 191参照。
- (35) Holden, Banker and Customer, The Law and Practice of Banking Vol.1, 4th ed., 1986, p.177.
- (36) Borrie, Commercial Law, 6th ed., 1988, p.237.
- (37) Scottish & Newcastle Breweries v. Blair (1967) S. L. T. 72参照。
- (38) Richardson, A Guide to Negotiable Instruments and the Bills of Exchange Acts, 7th ed., 1983, p.116.
- (39) Keenan, Smith and Keenan's Mercantile Law, 7th ed., 1988, p.116.

5 おわりに

以上のように、イギリス為替手形法第26条第2項に相当する規定はわが国手形法には存在せず、あくまで解釈に委ねられている。その結果として前述したような学説が対立している。しかし、イギリスにおいても条文上、法人・個人いずれとも解される手形署名の場合、証券を有効にならしめるのに最も都合のよい解釈を採用するとの規定があるが、本条は証券の解釈に対

する指標としてはほとんど役立っていないのが現状である。それはこのような条文の内容ではほとんどの場合、証券は等しく有効と解されるからである。⁽¹⁾

その上に立って、法人・個人いずれの手形署名か不明確な場合、どのように解釈され、個人が責任を負担するかどうかの決定は Ellenborough 卿によって明確に公式化された。すなわち、手形に自己の名を顕出した者は、それによってその者自身の個人責任が構成されるというものである。ただし、その者が手形面上明確に他の者のためにあるいは他の者の代理人として手形行為をしたことが示されている場合にはこの限りではない。したがって、その者が「私は単なる代書人である」というようにそのことが明確に記述されていなければ個人責任を負うとするものである。なお、本件判決は1882年イギリス為替手形法成立以前のものであるが、同一の分析は現在においても維持されている。⁽²⁾

このようにイギリスの場合には法人・個人いずれの手形署名か不明確な場合には、個人責任を認める傾向が強いのに対し、わが国の場合には初期の頃は判例上では法人振出であると解し、現在では、手形所持人有利解釈が定着してきたといえる。確かに、手形取引安全の保護あるいは手形所持人の保護の見地からはわが国の解釈の方が妥当のように思われるが、筆者としてはわが国の手形所持人有利解釈はあまりにも手形所持人を保護しすぎる嫌いがあると考える。その意味ではイギリスのように法人・個人いずれか一方の振出の手形であると解し、さらにその際の基準に関しては前述した Ellenborough 卿の見解が大いに参考になるものと考える。ただ、わが国の場合、記名捺印の署名方法が一般的であり、かつ印章を重視するわが国の国民性からするとただちにイギリス法的解釈を採用することはできないと思われるが、どちらか一方の署名と解する基本的立場は妥当なものと考える。

ところで、1987年8月に採択された国際為替手形法・国際約束手形法において本稿で取り上げた問題についてどのような規定が設けられているのであろうか。すなわち、イギリス為替手形法第26条第2項に相当する条文があるか否かである。この点に関して同法第30条第3項は「代理人により、無権限で手形上に署名がなされた場合または署名する権限を有する代理人により、代理される者の代理人の資格で署名していることを手形上に示さないで署名がなされ、または代理人の資格で署名していることを手形上に示したが代理される者の名前を示さないで署名がなされた場合には、その代理人が代理しようとした者ではなく、その代理人が手形上の責任を負う」と規定し、さらに、同条第4項は「署名が手形上に代理人の資格でなされているかどうかは、手形面の記載によってのみ決定することができる」と規定している。この規定によれば、わが国の初期の判例のように手形外の事情を参照して決定することは否定され、かつ個別的事例ごとに決定されるべきであるとされている。⁽³⁾

この点からするならば、同手形法はイギリス為替手形法第26条第2項の規定にしたがって規定されているといえる。その意味では、わが国のように手形所持人有利解釈が国際為替手形法や国際約束手形法の場合に適用されることは困難と考える。

(注)

- (1) Holden, op. cit., p.176.
- (2) 前掲 Leadbitter v. Farrow, at p.349. この見解は、前掲 Elliott v. Bax-Ironside 事件における Scrutton 控訴院裁判官によって引用されている。
- (3) 前田庸「UNCITRAL の国際流通証券作業部会における審議の報告および条約草案とわが国内手形法との若干の比較—その二」学習院大学研究年報15, 136頁。

(あとがき) 本年（平成10年）6月15日、恩師創価大学学長小室金之助先生は、めでたく古希を迎えられました。先生には創価大学入学以来今日まで商法学の基礎はもちろん、人生全般に亘ってご指導をいただきて参りました。その意味から先生に対する感謝の微意をあらわすために本論文を先生に献呈させていただきます。長年にわたる先生のご指導に感謝申し上げますとともに今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。